

夏野弘司さん（社会労務士）企業年金の受給権を守る連絡会 代表世話人

朝日新聞 2012年11月1日掲載

## 〈私の視点〉 国民年金の後納 ローン導入で無年金者救え



夏野弘司さん(社会保険労務士)

### ■ 夏野弘司(社会保険労務士)

国民年金保険料の「後納制度」が10月から始まった。国民年金の保険料はこれまで2年分しか後納を認められていなかったが、「年金確保支援法」により、2015年9月までの3年間に限り、過去10年間さかのぼって後納できるようになった。

国民年金の保険料は原則として毎月支払う必要があり、納付期間が25年以上なければ年金をもらえない。最近の年金相談では、日本年金機構から送ってきた「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」を持参し、10年前からの未納、未加入期間の保険料納付をどうするか相談する人が多い。なかでも、65歳を過ぎているのに、納付期間が25年に満たないため、無年金になっている人は真剣だ。

後納制度の意義は大きい。たとえば25年に3年2カ月不足していて、若いころ働いていたときの厚生年金7年3カ月の年金がもらえない人は、不足分の保険料を納めれば、翌月から厚生年金と基礎年金を合わせて月額約5万6千円の年金を受給できる。

しかし問題は、保険料を一括で納めなければならないことだ。3年2カ月分の保険料は約56万円にのぼる。後納制度を利用する気はあっても、お金の工面ができないと悩んでいる人は少なくない。

このままでは、年金確保支援法が使われなくなってしまう。過去に経済的に困窮していて保険料を納められなかったり、倒産や失業などで納付が滞ってしまったりして年金の受給資格を満たせず、無年金や低年金状態になっている人たちの救済を目的につくられた法律なのだから、本当に役立つものにするためには、「後納支援ローン」制度を準備することが必要だと考える。

融資した資金の返済は、2カ月ごとに振り込まれる年金から分割返済してもらおうシステムをつくれれば、貸し倒れを心配しなくてもいい。リスクの少ない融資制度で、金融機関なども安心して引き受けてくれるのではないだろうか。厚生労働省でも地方自治体でも構わない。一人でも多くの無年金者や低年金者を救済するために、関係行政は早急にローン制度の創設を検討・実施するべきだ。

今回の後納制度を利用して10年分後納しても、25年の納付期間に足りなくて、あきらめたという人もいる。このような人には、15年10月からは10年の加入で年金の受給資格が得られる予定であると知らせ、後納するよう勧めている。せっかくの救済制度なのに、まだまだ世の中に知られていないと日々、実感する。行政には、もっと広く、国民への周知を徹底してもらいたい。